



2022年11月15日

各位

会社名 株式会社 Speee
代表者名 代表取締役 大塚 英樹
(コード番号：4499 東証スタンダード)
問合せ先 取締役 CFO 西田 正孝
(TEL. 050-1748-0088)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年12月16日開催予定の第15期定時株主総会に、定款の一部変更に係る議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)につきまして事業目的を追加するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。
 - ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第15条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
 - ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
 - ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年12月16日(金)
定款変更の効力発生日	2022年12月16日(金)

以上

【別紙】定款一部変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(5) <条文省略> <新 設></p> <p>(6) 広告代理店業 (7) 不動産の売買・賃貸及び仲介業 (8) 不動産の有効活用のための企画及びコンサルティング (9) リフォーム関連事業 <新 設> (10) 介護サービス関連事業 (11) 仮想通貨交換業務 (12) 人材関連事業 (13) ヘルスケア関連事業 (14) 貸金業 (15) 前各号に関連するコンサルティング (16) 前各号に附帯又は関連する一切の事業</p> <p><u>第 15 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p><新 設></p> <p><新 設></p> <p>第45条 (定款に定めのない事項) <条文省略></p>	<p>第2条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(5) <現行どおり> (6) <u>マーケティング及び経営一般に関するコンサルティング及び関連する業務の受託</u> (7) 広告代理店業 (8) 不動産の売買・賃貸及び仲介業 (9) 不動産の有効活用のための企画及びコンサルティング (10) リフォーム関連事業 (11) <u>建設・土木工事の施工及び請負</u> (12) 介護サービス関連事業 (13) 仮想通貨交換業務 (14) 人材関連事業 (15) ヘルスケア関連事業 (16) 貸金業 (17) 前各号に関連するコンサルティング (18) 前各号に附帯又は関連する一切の事業</p> <p><削 除></p> <p><u>第 15 条 (株主総会参考書類等の電子提供措置)</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2. <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p><u>第 45 条 (株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u> 2022年9月1日(以下「施行日」という。)から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、<u>定款第 15 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) はなお効力を有する。</u> 2. <u>本条は、前項の株主総会の日から3か月を経過した日後にこれを削除する。</u></p> <p>第46条 (定款に定めのない事項) <現行どおり></p>